

平成27年8月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成27年8月25日8時30分から
会 場：白杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- | | |
|--------|--|
| 報告第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(教職員(小・中学校)の内申について) |
| 第36号議案 | 工事請負契約の締結について |
| 第37号議案 | 白杵市文化財管理センター条例の制定について |
| 第38号議案 | 平成27年度補正予算(9月定例市議会)について |

4 学力向上について

- ・平成27年度小中一体教育の取り組み状況について
- ・平成27年度大分県学力定着状況調査結果について
- ・東日本大震災被災地視察報告について

5 教育予算等について

6 その他

- ・公立で行う幼稚園教育について

7 閉 会

連絡事項

- (1) 各課からの連絡等
- (2) 平成27年9月定例教育委員会の開催について
平成27年9月 日 時から

平成27年8月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成27年8月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 5号	専決処分の承認を求めることについて……………1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第36号議案	工事請負契約の締結について……………2
第37号議案	臼杵市文化財管理センター条例の制定について……………3
第38号議案	平成27年度補正予算(9月定例市議会)について……………6

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

教職員（小・中学校）の内申について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成27年8月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

専決年月日 平成27年4月 1日から
平成27年8月21日まで

専決処分内容 下記のとおり

記

教職員（小・中学校）の内申について

(内申内容別紙)

理由

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第5号に定める県費負担教職員の任免についての内申

第36号議案

工事請負契約の締結について

工事請負契約を締結することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成27年8月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、臼杵市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（平成17年臼杵市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日提出

臼杵市長 中野 五郎

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成27年度福良ヶ丘小学校特別教室棟改築建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 契約金額 201,636,000円 |
| 4 契約の相手方 | 臼杵市大字市浜字京泊り704番地の4
現代建設株式会社
代表取締役 板井 登喜雄 |

理 由

福良ヶ丘小学校特別教室棟増改築建築主体工事の契約を締結することについて、議会の議決が必要であるので提出する。

第37号議案

臼杵市文化財管理センター条例の制定について

臼杵市文化財管理センター条例を制定することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成27年8月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

臼杵市文化財管理センター条例の制定について

臼杵市文化財管理センター条例を次のように定める。

平成27年 月 日提出

臼杵市長 中野 五郎

臼杵市文化財管理センター条例

（設置）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による歴史資料及び発掘調査等で出土した資料の保存と活用を図り、もって学術研究の進展と市民の生涯学習の振興に資するため、臼杵市文化財管理センター（以下「文化財センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 文化財センターは、臼杵市大字吉小野4296番地に置く。

(施設)

第3条 文化財センターの施設は、次のとおりとする。

名称	所在地
埋蔵文化財管理室	文化財センター1階及び2階
歴史資料収蔵室	文化財センター3階

(事業)

第4条 文化財センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史資料についての収集、整理、保存及び管理に関すること。
- (2) 臼杵市内における発掘調査等で出土した遺物、遺構若しくはその構成材、調査により採取された図面、写真等の画像、映像記録類、拓本、その他埋蔵文化財に関する資料の収集、整理、展示、保存及び管理に関すること。
- (3) 収集された資料の見学、調査、貸出に関すること
- (4) 調査及び研究に関する年報、紀要等の作成及び刊行に関すること
- (5) 学校教育活動の支援及び社会教育学習活動の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、臼杵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたこと。

(職員)

第5条 文化財センターに文化財センター長（以下「センター長」という。）その他必要な職員を置く。

- 2 センター長はセンター業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 職員はセンター長の命を受けて文化財センターの事務に従事する。

(利用の許可)

第6条 文化財センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、利用の許可を行うものとする。
 - (1) 感染症にり患しているとき。
 - (2) 酒気を帯びる等一般公衆に著しく不快感を与えるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れがあるとき。
 - (4) 文化財センターの収蔵資料、施設又は設備に損害を与え、又は与える恐れのあるとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、文化財センターを利用する者に迷惑を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるとき。

(開館時間)

第7条 文化財センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の開館時間については、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 文化財センターの休館日は次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始の期間で、教育委員会が別に定める日

(退去命令)

第9条 教育委員会は、文化財センターの利用者（以下「利用者」という。）が第6条第2項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退館を命じることができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、文化財センターの施設、付帯設備、備品等及び収蔵資料を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日より施行する。

第38号議案

平成27年度補正予算（9月定例会市議会）について

平成27年度予算を補正することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成27年8月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

平成27年度補正予算（9月定例会市議会）について

平成27年度補正予算（9月定例会市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成27年9月 日提出

臼杵市長 中野 五郎

理由

教育委員会事務局における平成27年度補正予算を提出するため。